

消費生活 センターだより

富里市消費生活センター

〒286-0292

富里市七栄652-1富里市役所分庁舎2階

電話 0476-93-5348

【第21号】令和6年11月編集・発行

消費生活センターでは、衣・食・住など消費生活全般に関する商品・サービスへの苦情や相談について、専門の相談員が公正な立場で問題解決へのお手伝いをしています。相談は無料で、秘密は厳守します。



マスコットキャラクター
とみリン

消費者行政に関する市長表明



日ごろより本市消費者行政にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

近年、高度情報通信社会の進展や社会環境のめまぐるしい変化に対応するため、私たち消費者の意識や消費行動も日々変化が求められています。インターネットやSNS等の普及が私たちの生活に利便性をもたらした一方で、悪質商法や特殊詐欺の手口はますます巧妙化し、世代を問わず複雑かつ多様な被害が後を絶たないのが現状です。

このような消費者問題に対応するため、富里市では「消費生活センター」を設置し、専任の相談員により多種多様な相談に対応しております。さらに国の消費者行政強化交付金等を活用し、専門的な研修の受講等により相談員の資質向上を図りながら相談機能の充実・強化を図っております。

また、消費者安全確保のため「富里市消費者行政推進連絡協議会」と見守り体制を構築するとともに、出前講座の開催や広報等により消費者トラブルの未然防止や対処法などの啓発に取り組んでまいります。

引き続き、市民の皆様の安全で安心な消費生活実現のため、より一層消費者行政の充実に努めてまいります。

富里市長 五十嵐 博文

とみちゃん秋まつり～富里市消費者フェスタ～ 開催！

～来て、聴いて、楽しく学ぼう！もう誰もダマされない！～

11月17日、地域の見守り目線の大切さを認識していただくイベントとして、富里市消費者行政推進連絡協議会との共催による「富里市消費者フェスタ」がとみちゃん秋まつりと同時開催されました。当日は天候にも恵まれ、世代を問わずたくさんの方にご来場いただき、明るい笑顔がいっぱいのイベントになりました。また、消費生活センターを身近に感じていただき、消費者被害未然防止強化に繋がるイベントとなりました。



シーポック君が応援に来てくれたよ！

【参加者の皆さんに聞きました！】

- 質問：消費生活センターがあることを知っていたか？
知っている 64% 知らない 35% 無回答 1%
- 質問：消費生活センターに関するセミナーで参加してみたいテーマはあるか？
第1位 食の安全・安心 第2位 悪徳商法に騙されないために
第3位 暮らしの契約、終活

【消費者クイズにもチャレンジ！】

- クーリング・オフできるのは、次のうちどれでしょう？

- ① ネットショッピングで買ったスポーツシューズ
- ② 訪問販売で契約した屋根の修理
- ③ お店で買った洋服

正解 ②

※クーリング・オフ制度は、消費者から一方的に契約解除する制度です。

②の訪問販売や電話勧誘販売など一定の取引が可能です。①の通信販売や③の店舗販売ではクーリング・オフ制度ではなく、返品する場合は店の方針によって決まります。



「定期縛りなし」が「解約するまで続く定期購入」だったなんて・・・！

【相談事例1】

「定期縛りなし」のサプリを購入したら定期購入だった。解約したい。

【相談事例2】

「縛りなし」とのSNS広告をみて育毛剤を注文したところ定期購入だった。



消費者へのアドバイス！

- 「定期縛りなし」という記載は「1回限り」という意味ではない可能性があります。
- インターネット通販では、注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう。
- 「最終確認画面」はスクリーンショットで必ず保存しましょう。
- 公的機関が、電話や訪問等で義援金を求めることはありません。募っている団体等の活動状況や用途をよく確認しましょう。

ウォーターサーバーの勧誘トラブルにご注意！

【相談事例1】

現契約の解約料をキャッシュバックすると強引な勧誘を受けたが、実際はキャッシュバック適用外だった。

【相談事例2】

お得だという説明のみで解約時に請求される違約金等について全く説明がなかった。

【相談事例3】

ウォーターサーバーのレンタルだと思い契約したが、実際は売買契約になっていた。

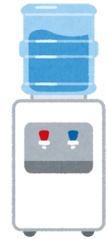
【相談事例4】

相談事例から見る問題点

- 不意に声をかけられ、冷静に判断できないまま勧誘される。
- 契約内容について十分な説明がなかったり、虚偽の説明をされたりする。

消費者へのアドバイス！

- 本当に必要な契約か、価格や機能等を比較検討しましょう。
- 不要な勧誘であればきっぱりと断りましょう。
- 契約する前に契約内容について十分に確認しましょう。
- 強引に契約を迫ったり、契約を急がせたりする事業者と契約しないようにしましょう。
- トラブルになった場合は、すぐに消費生活センターに相談しましょう。



富里市消費生活センター ☎0476-93-5348(相談専用)

※消費者として、不安や疑問を感じたら、まずはセンターへご相談ください。

●場 所: 富里市役所 分庁舎2階(商工観光課隣り)

●相談日: 月曜～金曜日(祝日・年末年始除く) ●時間: 9時30分～12時、13時～16時まで

〈FAXによる相談受付について〉

専用の相談受付用紙にてFAX後、センターから折り返しご連絡させていただきます。

FAX: 0476-93-2101

※FAXでは相談の受付のみとなっております。詳しくは相談窓口にお問合せください。

